

大樹町戸建て住宅耐震診断及び耐震改修支援事業 補助金交付のご案内

大樹町では、町内の既存木造住宅の耐震性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的として、耐震診断及び耐震改修工事を行う方を対象に補助金を交付します。

- 申請受付** 申請年度の4月1日から9月末日まで
- お問い合わせ先** 大樹町役場建設水道課建築係 電話 01558-6-2118
- 補助対象建築物**
- 耐震診断補助を申請する場合
次の各事項のいずれにも該当する建築物。
 - (1) 木造の戸建て住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用のものに限る。）で昭和56年5月31日以前に着工した地上2階建てまで。
 - (2) 所有者自らが居住（第8条に規定している完了の実績報告までに所有者となり居住予定の者も含む）している。
 - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していない。
 - (4) 所有者（当該建物の登記が共有名義である場合にあっては、共有者を含む。以下同じ。）が町税等（大樹町町税条例（昭和25年9月9日条例第9号）に規定する普通税、国民健康保険及び各使用料等）を滞納していない。
 - (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない。
 - ※耐震診断補助の申請にあたり、まずは無料耐震診断をご利用ください。
 - 耐震改修補助を申請する場合
 - ・前述の耐震診断補助対象建築物（1）から（5）に該当する。
 - ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された。
 - ※国費の補助金を申請または交付されている住宅（国費の補助と重複はできません）
- 補助条件**
- 耐震診断補助の場合
耐震診断は、耐震診断技術者が行い次の要件に該当する必要があります。
 - ・建築士の資格を有して、登録を受けた建築設計事務所に所属している。
 - ・耐震診断、耐震改修技術者名簿の木造耐震改修の区分で登録している。
 - 耐震改修補助の場合
 - ・改修後の耐震診断は耐震診断技術者が行うこと。工事施工業者は、次の要件に該当すること。
 - ・建設業法の許可を受けている。
 - ・耐震診断、耐震改修技術者名簿の木造耐震改修の区分で登録している。

（裏面へ）

補助金額

●耐震診断補助金額

耐震診断に要した額（6万円を限度とし、該当額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとした金額）。

●耐震改修補助金額

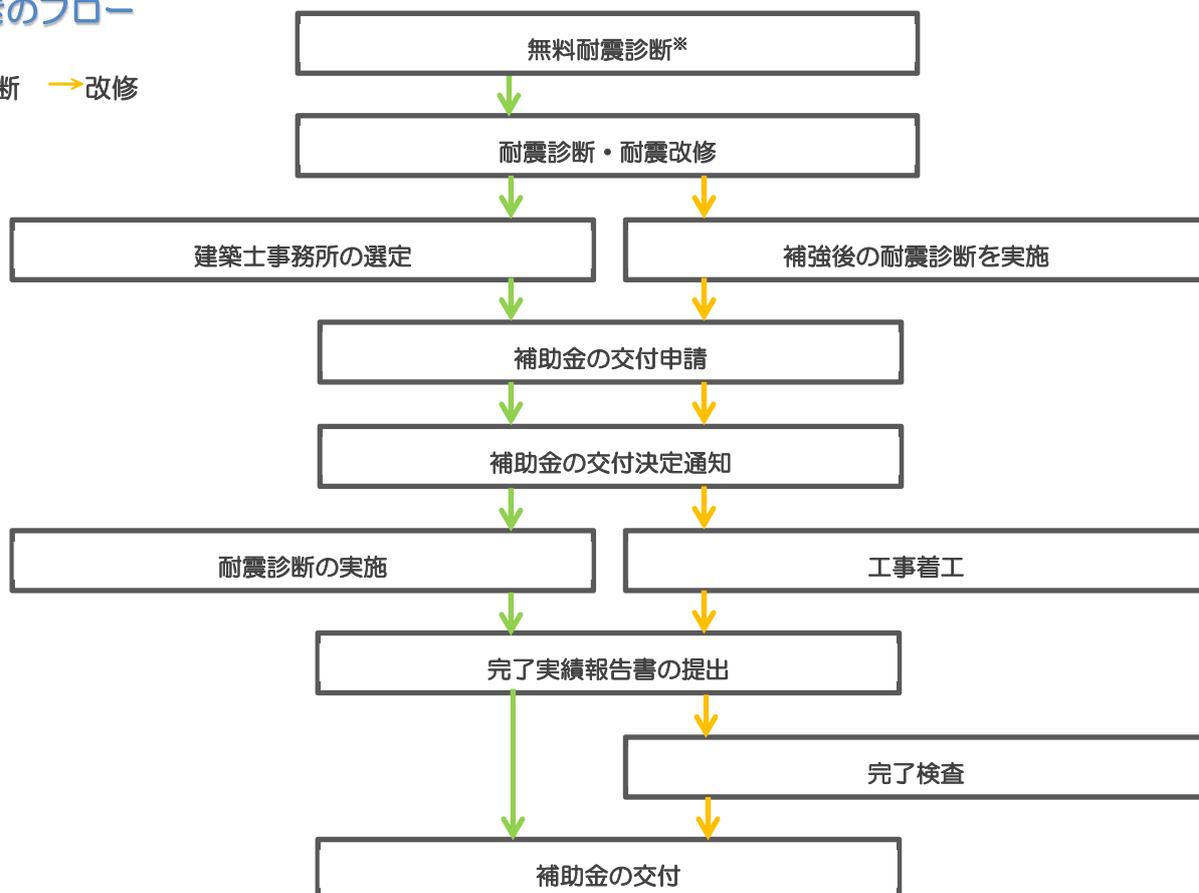
下表にあげる左欄の耐震改修工事に要した額に応じた右欄の金額。

| 耐震改修工事に要した額 | 耐震改修補助金の額 | 耐震改修工事に要した額 | 耐震改修補助金の額 |
|----------------|-------------|-----------------|-----------|
| 30万円未満 | 耐震改修工事に要した額 | 120万円以上 150万円未満 | 45万円 |
| 30万円以上 60万円未満 | 30万円 | 150万円以上 180万円未満 | 50万円 |
| 60万円以上 90万円未満 | 35万円 | 180万円以上 210万円未満 | 55万円 |
| 90万円以上 120万円未満 | 40万円 | 210万円以上 | 60万円 |

（該当額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとした金額）

手続きのフロー

→ 診断 → 改修



※無料耐震診断について

（財）日本建築防災協会の診断ソフト（一般診断法）を使用した木造住宅の無料耐震診断を北海道で実施しています。2階建て以下で床面積500㎡以下の、所有又は居住する木造住宅が対象です。詳しくは十勝総合振興局建設指導課 ☎0155-27-8601 か、大樹町役場建設水道課 ☎01558-6-2118 へお問合せください。

●住宅に係る耐震改修促進税制について

現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った方は、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置を受けることができます場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

- ・所得税の特別控除について 帯広税務署 ☎0155-24-2161
- ・固定資産税の減額措置について 大樹町役場住民課 ☎01558-6-2117

※各様式は大樹町ホームページにて公開しています。

※耐震診断・改修技術者名簿は北海道ホームページにて公開しています。